

品川区教育委員会顕彰要綱

制定 平成3年12月1日 教育長決定
要綱第1号

改正 平成4年4月1日 要綱第2号

改正 平成13年3月30日 要綱第7号

(目的)

第1条 この要綱は、永年にわたり地域社会において、学校教育、社会教育および社会体育等の分野にて尽力し、功績が著しい個人または団体に対して感謝の意を表し、その功労に報いることを目的とする。

(顕彰者)

第2条 顕彰は、教育長が行う。

(顕彰対象者)

第3条 顕彰は、第1条に定める事績を有すると認められ、かつ、区内に居住している者もしくは居住していた者または区内に所在している団体（以下「区民等」という。）に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、区民等以外の者に対し、顕彰を行うことができる。

(被顕彰者の選定)

第4条 被顕彰者の選定は、教育長が行う。

(顕彰の方法)

第5条 顕彰は、個人顕彰または団体顕彰とし、賞状の授与をもって行う。

2 顕彰に当たっては、記念品を添えることができる。

(顕彰の時期)

第6条 顕彰は、随時行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は教育次長が別に定める。

付則

この要綱は、平成4年1月4日から適用する。

付則（平成4年4月1日第7条改正）

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。